

鮭川に悪質な不法投棄（ガス釜等）を発見 ～警察に通報し現地立会を実施～

2月5日(木)13時30分頃、最上郡鮭川村向居地先の鮭川に、ガス釜等の投棄を地元住民が発見し新庄河川事務所鮭川出張所に通報があり、2月5日14時30分に警察と現地立会を実施し、2月6日(金)10時より回収する予定です。

不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。


- ①発見日時 2月5日(木)13時30分頃
(地元住民が発見)
- ②発見場所 最上郡鮭川村向居地先 別添参照
(向居橋付近)
- ③投棄状況 ガス釜、ゴムホース、鍋のふた外 約20点
- ④現地立会回収 新庄警察署鮭川駐在所・鮭川出張所2月6日(金)
10時から実施予定

●罰則については、以下のとおりです

- ・河川法では、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金（法人等の場合は3億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

新庄河川事務所記者発表についてはホームページでご覧になれます。
ホームページアドレス【<http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/>】

※発表記者会：新庄新聞放送記者会

	国土交通省 新庄河川事務所	
	〒996-0071 山形県新庄市小田島5番55号	
	(ダイヤル) Tel: 0233-22-0275	あべ とみお
	副所長(河川)	阿部 富雄 (内線 204)
		あらさわ しんいち
管理課長	荒澤 慎一 (内線 331)	



H27.2.5 13:30 鮭川村向居地区住民より通報。川の中に20個ほどのゴミが不法投棄されているとのこと。

13:35 出張所長、事務係長現場確認。
 13:37 事務係長より事務所へ連絡
 13:40 事務係長より鮭川駐在所へ通報。

ガス釜、ゴムホース、鍋のふた
 などが広範囲にわたって散乱

